

一般競争入札仕様等に関する質問・回答書

令和5年10月24日
福島県農林総務課長

公告日	令和5年10月6日
業務名	福島県会津家畜保健衛生所ほか13施設の電気供給業務
質 問 事 項	
<p>1. 各施設の現在の電力供給会社を教えてください。</p> <p>2. 各施設について、自動検針装置はついていますか。</p> <p>3. 各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。</p> <p>4. 今回の入札について融雪用電力の契約は主契約とは別に契約しておりますでしょうか。また、融雪設備等は設置されていますか。</p> <p>5. 入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。</p> <p>6. 入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか(力率割引を考慮する)</p> <p>7. 弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)</p> <p>8. 電子請求書が不可の方への質問です。 弊社では特別処置として紙請求書の対応を行った場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。また、GW等長期連休時に20日頃になる可能性がございますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※ お支払いにつきましては、請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様)</p> <p>9. ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか？</p> <p>10. 弊社の請求書は、原則、翌月10日迄より順次Webサイト上で開示、請求書受領後30日以内に振込となります。なお年度末でも同様の対応となりますが、ご了承いただけますか。電子化以降、紙での請求書原本の到着はございません。</p> <p>11. 施設において建築・増築にかかる移転はございますか。また、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますでしょうか。また、契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。 ※ 契約開始直後：直近6か月前後(23年4月供給開始の場合⇒対象：22年10月～23年6月)</p>	

12. 開札結果について公開方法・範囲を教えてください。あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。
13. 応札から供給開始までの間に当該エリアを管轄する電力会社の料金改定および約款などの変更があった場合には応札額について協議を行う事は可能でしょうか？
14. 当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。当社は当該地域管轄電力会社と結んでいます契約内容(電気受給約款、託送供給約款)に基づいて入札額(入札単価)を決定しているため、協議不可の場合は当社の入札への不参加となる場合がございます。
15. 入札保証金及び契約保証金の免除について、過去2年間に契約を履行した証明として、【契約履行証明書】の提出は必須となりますでしょうか。
16. 電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。
17. ※データ等をお持ちでなく提供ができない方のみへの質問です。
データ等をお持ちでなく提供が不可ということでしたら落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能となりますでしょうか。当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこういった対応も難しいでしょうか。こちらも落札後の対応となります。
18. 落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。
19. 契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。
20. 契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承ください。
21. 契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設について、今現在の契約電力と2022年10月～2023年9月の1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。
例：
契約電力：
最大需要電力実績：
22. 過去に新電力会社に切り替えたことはありますか。
23. 契約期間中に料金改定等、弊社約款等の変更が生じた場合、契約期間中に契約単価を変更することは可能でしょうか。
24. 電気供給契約書について、弊社が落札した際には、弊社の約款等に合致しない箇所について、協議し修正することは可能でしょうか。

25. 旧電力会社による最新の（現在は2023年4月1日実施）の電気供給約款等にもとづいた燃料費等調整（毎月の燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価、市場価格調整単価）での請求は可能でしょうか。
26. 落札者以外の他社応札情報（社名、応札価格）について開示可能でしょうか。また、落札結果についてHP等で公表される予定でしょうか。
27. 契約期間中に、電力の契約に影響があるような、設備の増減および変更、建物の増改築や建替等の工事予定はあるでしょうか。
28. 入札対象施設の現供給者を教えてください。（切替時に必要となります。）最終保障契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承くださいませ。
29. 初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますか。また、自動検針装置（スマートメーター）の設置の有無を教えてください。
30. 各施設の現在の計量日を教えてください。
31. 現供給の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますので、ご容赦いただけますか。
32. 計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承くださいませ。
（例：使用期間が3/1～3/31の場合、計量日は4/1 0:00）
33. 蓄熱割引等の適用ができませんがご了承くださいませ。
34. 請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。
35. 1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。
（例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等）。ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。
なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。
36. 入札書に記載する日付に指定はございますか。
37. 契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。
38. 地域の旧一般電気事業者において、燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、弊社においても同様に見直しを行う可能性があります。応じていただけますか。
39. 地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。
40. 契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。
41. 入札用封筒および、入札書への記載内容（日付など）に指定はありますか。指定がある場合は、ご指示ください。
42. 電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。契約を締結した後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または契約電力等を1年に満たないで減少される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したのものとして後日料金を精算することは可能ですか。
43. 開札結果について、公開方法・範囲を教えてくださいませ。

44. 契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。
45. 内訳書（様式 10）作成にあたり、仕様書 3（1）記載のとおり力率 100%とし 15%割引で算定いたしますが、その際、12 か月分の力率割引額を基本料金割引額欄（C 欄）に記載し、力率割引後の年間基本料金計を算出することによろしいでしょうか。なお、弊社は力率割引以外の割引はございません。
46. 契約保証金について、「財務規則第 229 条」により、全部免除となりますでしょうか。また、免除規定の内容、提出書類等具体的に教えていただくことは可能でしょうか。

回 答 事 項

1. 東北電力株式会社です。
2. 仕様書別紙 1 のとおりです。
3. 自家発補給電力の契約はありません。
4. 融雪用電力の契約はありません。また、設備もありません。
5. 差し支えありません。なお、公告日から開札日までの間の日付としてください。
6. 仕様書 3（1）のとおりです。
7. 落札決定後、別途協議します。
8. 落札決定後、別途協議します。
9. 差し支えありません。
10. 落札決定後、別途協議します。
11. 現時点において移転及び引き込み位置の移設・変更の予定はありません。なお、福島県農業総合センター農業短期大学校において、令和 5 年 10 月から令和 7 年 1 月まで、施設統合整備に係る工事及び設備工事が予定されています。必要に応じて協議します。
12. 落札結果については、福島県財務規則第 274 条の 11 に基づき、福島県報で公示します。公示内容は、件名、担当課、落札者決定日、落札者名、落札金額、契約者を決定した手続、公告日です。なお、電話及びメール等での連絡はしておりません。
13. 応札額の協議には応じられません。
14. 電気供給契約書（案）第 12 条に該当する場合は、協議可能です。
15. 入札保証金の免除については、過去 2 年間に契約を履行した証明として、履行実績証明書（様式 7）の提出が必須となります。また、履行実績証明書（様式 7）（注）のとおり、契約書の写しを添付できない場合は、供給実績証明書（様式 8）等、供給の事実を証明する書類の添付が必須となります。なお、契約保証金の免除に係る手続については、落札決定後、別途案内します。
16. 当課において所有していないため提供できません。
17. 落札決定後、別途協議します。
18. 落札決定後、別途協議します。
19. 現時点において契約電力の変更希望及び予定はありません。
20. 落札決定後、別途協議します。
21. 最大需要電力について、2022 年 10 月～2023 年 8 月までは仕様書別紙 3 のとおりです。なお、現在の契約電力と 2023 年 9 月の最大需要電力の実績値は以下のとおりです。

施設名	現在の契約電力 (kw)	2023年9月の最大需要電力 (kw)
福島県農業総合センター本部	700	606
水産資源研究所	545	296

22. あります。
23. 電気供給契約書（案）第12条に該当する場合は、協議可能です。
24. 落札決定後、別途協議します。
25. 電気供給契約書（案）第11条のとおりです。
26. 開示可能です。なお、落札結果の公表については、回答12のとおりです。
27. 福島県農業総合センター農業短期大学校において、施設統合整備に係る工事及び設備工事が予定されておりますが、具体的な影響等については未定です。
28. 回答1のとおりです。なお、最終保障契約ではありません。
29. 福島県水産海洋研究センター及び福島県水産資源研究所は、過去に新電力との契約実績はありません。また、自動検針装置については、回答2のとおりです。
30. 1日です。
31. 該当しません。
32. 差し支えありません。
33. 差し支えありません。
34. 電気供給契約書（案）第11条のとおりです。
35. 該当しません。
36. 回答5のとおりです。
37. 電気供給契約書（案）第20条に基づき協議します。
38. 電気供給契約書（案）第12条に該当する場合は、協議可能です。
39. 電気供給契約書（案）第12条に該当する場合は、協議可能です。
40. 落札決定後、別途協議します。
41. 入札説明書5のとおりです。
42. 落札決定後、別途協議します。
43. 回答12のとおりです。
44. 回答11及び27のとおりです。
45. 差し支えありません。
46. 契約保証金の免除に係る手続きについては、落札決定後、別途案内します。